

# 平成25年度第16回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成26年1月15日(水) 午前9時  
場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

# 第16回定例会議事日程

- 1 日 時 平成26年1月15日(水) 午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第42号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
- 第2 第43号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定依頼について
- 第3 第44号議案 八王子市総合体育館の呼称について
- 第4 第45号議案 八王子市教育委員会事務局の組織改正について
- 4 報告事項
- ・平成25年度執行分定期監査の実施について (教育総務課)
  - ・平成25年度行政監査結果について (施設管理課・生涯学習政策課)
  - ・平成26年成人式の実施結果について (生涯学習政策課)
  - ・東京工業高等専門学校との連携協定について (指導課)
  - ・平成25年度「読書感想画」・「読書感想文」  
各コンクールの実施結果について (図書館部)

## その他報告

---

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1 番)	小田原 榮
委 員	(2 番)	和 田 孝
委 員	(3 番)	星 山 麻 木
委 員	(4 番)	金 山 滋 美
教 育 長	(5 番)	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教育長（再掲）	坂倉 仁
学校教育部長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育総務課長	小林 順一
学校教育政策課長	平塚 裕之
施設管理課長	岡 功英
保健給食課長	森田 聖二
教育支援課長	穴井 由美子
指導課長	細井 東
教職員課長	廣瀬 和宏
統括指導主事	山下 久也
統括指導主事	山本 武
生涯学習スポーツ部長	天野 克己
生涯学習政策課長	宮木 高一
スポーツ施設管理課長	橋本 徹
学習支援課長	新井 雅人
文化財課長	田島 巨樹
こども科学館長	牛山 清志
国体推進室長	富貴澤 繁幸
国体推進室主幹	岩田 充
国体推進室主幹	高橋 利光
図書館部長兼中央図書館長	豊田 学
生涯学習センター図書館長	中村 照雄
南大沢図書館長	村田 浩三
川口図書館長	福島 義文
教育総務課主査	遠藤 徹也
施設管理課主査	神田 正嗣
指導課主査	大日向由紀子
生涯学習総務課主査	串田 欣司

スポーツ施設管理課主査

佐藤久幸

事務局職員出席者

教育総務課主任

川村直

教育総務課主事

廣瀬勇人

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成25年度第16回定例会を開会いたします。

いつも申し上げていることですが、きょうも節電の関係で、一部消灯としておりますので、よろしくお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

また、議事日程中、第42号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、また第45号議案は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

---

○小田原委員長 まず、日程の第2、第43号議案でございます。

「八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定依頼について」を議題に供します。

本案について、スポーツ施設管理課から御説明願います。

○橋本スポーツ施設管理課長 それでは、第43号議案、八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定について。内容については、現在、原則禁止となっている市民体育館における販売行為、これを「禁止」という文言を削除し、そしてあわせて販売行為を行う場所の使用料を設定しようとするものです。

詳細については、佐藤主査のほうから説明させます。

○佐藤スポーツ施設管理課主査 まず初めに、教育に関する事務については、市長が市議会の議案を調整する場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条で、教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。したがって、本件議決後に、市長に議案の調整を依頼するに当たりましては、議決した内容とあわせて、委員の皆様から頂いた意見を、教育委員会からの意見として付すことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会からの意見の申し出といたします。

それでは、議案の内容について、説明いたします。

順番が前後しますが、議案の2の改正理由をごらんください。課長から話がありましたとおり、市の体育館については、現在、販売行為の禁止規定があり、教育委員会の許可を得ずに販売行為を行うことができないこととなっておりますが、体育館の利用可能性の拡大及び利用者の利便性の向上を図るため、体育館における物品の販売及び飲食の提供等を認めるとともに、当該行為について、使用する場所及び面積に応じた使用料を徴収できるよう、条例を改正するものです。

議案の1に戻りまして、改正内容ですが、まず一番目として、改正前の条例第14条を削除します。

2番目に、体育館の施設の利用承認を受けたもの。これは、体育館のメインとなる競技場を貸し切り使用するものを想定しておりますが、体育館の施設の利用承認を受けたものは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて販売行為を行えることとします。

3番目として、販売行為に当たっては、使用料を徴収することとし、体育館の屋外の敷地内で行う場合には、一日一回につき平米当たり500円、体育館の屋内で行う場合には、一日一回につき平米当たり1,000円を徴収することとします。

なお、改正内容の詳細については、別紙議案資料の新旧対照表に示してあります。

次に、施工期日ですが、平成26年4月1日とします。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ありましたら、どうぞ。

何かありませんか。よろしいですか。

○和田委員 それでは、まず一つは、利用承認を受けると販売行為ができるというふうになっているわけですが、承認を与える基準があるのかということと、それから、販売する品物というか中身については、何か規定があるのかということ、それから、これからこの内容で示したときに、どのくらいの販売希望数が見込まれているのかという、その辺のところを、ちょっとお伺いできますか。

○橋本スポーツ施設管理課長 まず、利用承認については、そういう呼び名を使っておりまして、通常のアリーナの使用、何月何日にここを使いますよという予約が入った場合に、こちらのほうでその利用を承認すると、そういう形ですので、通常、この条例で想定しておりますのは、体育館を、メインアリーナを使う、そういう団体が、あわせて販売行

為を行いたいと、そういう場合を想定しております。ですので、細かい基準については、当然、社会通念に反しないものを原則に、これから運用の中で定めていきたいと考えております。

それから、最後に販売件数ですが、昨年度の実績で、25年度は2団体で6回、物品販売のほうを、こちらのほうで承認しております。それは、被災地支援ですとか、そういった義援金のほうに回すと、そういう内容であったことから、こちらのほうで販売行為を認めたものです。

来年の予算についても、それをベースにしておりますので、来年の収入見込みも、さほど大した額ではありません。ただ、今まで物販の申し出があった場合に、明確な基準がありませんでしたので、そこをちゃんと整理したいということと、それから新体育館のほうでは、もう、あらかじめ物販を認める形で条例をつくっておりますので、新体育館のほうと整合を図るといふ、その二つの目的のほうは、収入というよりは大きな目的です。

○小田原委員長 わかりました。よろしいですか。

その第14条の、あらかじめ教育委員会の許可を受ければ販売することができる、というこれまでの規定と、その14条を廃止することでどう違ってくるのか。そんな、前の内容でできるところを、あえてこういうふうにするのは、どういうことかというのを、もうちょっと言ってもらったほうが、わかりやすいと思うのですよね。

今の御説明だと、販売する中身にしても、売上というか収入のほうも前とそれほど変わらないようですね。

○橋本スポーツ施設管理課長 今までは、原則禁止という規定でしたので、本当に基本的には認めない方向で事務を処理してまいりました。ですので、料金設定もありませんし、基本的には認めません。先ほども申し上げましたとおり、被災地支援ですとか、そういう方向に回しますよというような理由がない限りは、一切認めない形で今まで対応してきました。

それに対しまして、それでもやっぱり物販させてほしいという声は何件か寄せられましたことと、新体育館のほうとの整合を図るといふことで、基本的には認めていこうということになりました。それと、今までは原則禁止であったがために、料金を取ることができませんでしたが、ここで原則として認める方向にすることで料金を取っていかうと、そういう考え方です。

○小田原委員長 よろしいですか。

公共の場所を使って利益行為を行ってはならないという、そういう原則的な考え方があるのを、公的な公共の場所を使ってもそういう行為を積極的に進めて、利用者が、例えば靴が破れてしまったときに、すぐ買えるというようなことができるように、積極的にしていこうということですよ。

僕は、この考え方は、例えば学校が、教育の目的以外には使用してはならないというような、そういう規定まで広がっていく可能性のある話だろうと思いますね。

だから、僕は、これはこれで非常に結構だと思っておりますが、いかがですか。

それでは、お諮りいたしますが、ただいま議題となっております第43号議案については、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって第43号議案については、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第3、第44号議案でございます。

「八王子市総合体育館の呼称について」を議題に供します。

本案についても、スポーツ施設管理課から御説明願います。

○橋本スポーツ施設管理課長 それでは、第44号議案について、御説明いたします。

このたび、八王子市新体育館の指定管理者のほうから、体育館の呼称・愛称・ネーミングライツについて、体育館の名前をこうしたいという申し出がありましたので、教育委員会の御承認をいただきたいと考えて議案を提出するものです。

説明については、佐藤主査のほうから行います。

○佐藤スポーツ施設管理課主査 本件は、PFI手法を用いて、現在建設工事を進めている狭間駅前の総合体育館について、総合体育館条例第21条第3項に基づき、指定管理者が提案した呼称について、教育委員会が承認すれば呼称を使用することができるようにするものです。

平成25年12月27日付で、指定管理者から総合体育館の呼称を「エスフォルタアリーナ八王子」としたいとの申し出がありましたので、今回、教育委員会の御承認をいただきたく、議案を上程するものです。

議案資料をごらんください。

2番目の、総合体育館の指定管理者ですが、八王子ゆめおりサポート株式会社となっております。当該企業は、総合体育館の整備運営のPFI事業を行うための特別目的会社です。

3番目の「エスフォルタアリーナ八王子」の名称の由来ですが、まず「エスフォルタ」は、呼称の使用にかかるスポンサー企業である住友不動産エスフォルタ株式会社の名称の一部をとったものです。なお住友不動産エスフォルタは、八王子ゆめおりサポート株式会社に出資しておりまして、総合体育館の運営事業を担う企業です。

また、「エスフォルタ」の意味ですが、Sumitomo Foundation for Total Ageの頭文字をとった造語で、「幅広い年齢層の方々がリラックスできる、泉のような存在でありたい」という願いが込められたもので、総合体育館のイメージにふさわしいものであると考えます。

次に「アリーナ」ですが、アリーナは古代ローマの円形劇場内の闘技場のことを意味しますが、一般的には室内競技場や、周囲に観客席のある競技場を指し、埼玉スーパーアリーナや、横浜アリーナの他に、川崎市の体育館や船橋市の体育館の名称にも使用されております。

スポンサー企業の住友不動産エスフォルタの概要ですが、都内でフィットネスクラブを運営する他、首都圏で公共の体育施設の指定管理者を請け負っている企業で、詳細は資料に記載しているとおりです。

資料のほう、3番目となっておりますが、4番目としまして呼称付与の効果ですが、呼称のスポンサー料は年間1,000万円。指定管理期間15年間の総額で、1億5,000万円となっております。なお、当該スポンサー料は、市の支払うサービス購入費の削減に向け、事業にかかる費用と相殺することとしております。

議案に戻りまして、呼称の使用期間ですが、指定管理期間と同じく、平成26年10月1日から平成41年9月30日までとします。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございませんか。

いかがですか。

○金山委員 スポンサーについていただいたということは、とてもありがたいことだと思っています。

ただ、オリンパスホールのような、八王子になじみのある名前ではないですし、造語ということで、ちょっとお年寄りには難しいかなと。私なんかも、覚えるのに時間がかかるなと思っておりますので、周知する際には、わかりやすいような書き方とか表示を考えていただくと、企業さんにとっても宣伝にもなりますし、いいのかなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

- 小田原委員長　大体、このスポンサーが「エスフォルタ」だから、しょうがないのですよね。これは、「エス」をローマ字にすれば、ちょっとかわってくるかもしれないですね。もっと読みやすいというふうにはなるかもしれない。どうですかね。

「アリーナ」も長くなるから取ってしまいたいところですが、取ってしまったら、今度はホテルか何かと思われてしまいますからね。だから、「アリーナ」も取れないと。

あと、埼玉スーパーアリーナとか、横浜アリーナとか、それとの重複を避けるのであれば、八王子を後ろへ持って行って、「八王子エスフォルタ」と言うのはどうでしょうね。「八王子エスフォルタアリーナ」。「アリーナ」を後ろに置いておいたほうが落ちつくかなという感じもするのだよね。

このスポンサーは、これでいきたいという強い要望ですか。

- 橋本スポーツ施設管理課長　スポンサーの意向は、これでいきたいという意向です。

文字どおり、命名権ですので、こちらのほうとしては、やはりスポンサーの意向をできるだけ尊重しなければならないとは考えております。

- 小田原委員長　いかがですか。

名前だから、呼んでいけば、それで固定してしまいますからね。しょっちゅう使っていればいいですね。それを使って全国規模のイベントをいろいろやりましょう。

- 橋本スポーツ施設管理課長　できるだけ印刷物等にきっちりと、この名称を使いまして、括弧書きで、八王子市総合体育館という文字も併記いたしますが、できるだけいろいろなものを使って、広めていきたいと思います。

- 小田原委員長　特に御意見ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長　特にないようですので、お諮りいたしますが、ただいま議題となっております第44号議案については、御提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長　それでは、八王子市総合体育館の呼称「エスフォルタアリーナ八王子」と

いうことで、決定することにいたしました。



○小田原委員長 議題は以上ですが、次に、報告事項となります。

まず、教育総務課から御報告願います。

○小林教育総務課長 それでは、平成25年度執行分定期監査の実施について、御報告申し上げます。

説明については、遠藤主査から説明させます。

○遠藤教育総務課主査 このたび、裏面にあります監査委員からの通知を受けまして、定期監査の対象として学校教育部が対象となりました。これは、小学校及び中学校も含む形での対象となっております。この定期監査ですが、監査委員が、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から、予算執行、財産の管理について適正に行われているかを主眼として実施するものです。

実施期間といたしましては、平成25年12月25日から、平成26年8月18日まで実施されます。

監査の対象については、平成25年度に執行された財務に関する事務及び当該所管の事務となっております。そして、監査終了後、指摘等を受けた項目については、教育委員会定例会にて報告をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

○小田原委員長 教育総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ありませんか。

各学校を含むというのは、全部やるというふうに考えるのですか。それとも、やることもあるということなのですか。

○小林教育総務課長 過去の例ですと、全校ではなく数校ということで、まだ、どこの学校をやるかというお話はきておりませんが、監査のほうで対象校を絞るという形になっております。

○小田原委員長 そうですか。

よろしいですか。

○金山委員 報告は、逐一ではなくて、終了後、まとめてということでもよろしいですか。

○小林教育総務課長 監査の結果が8月に出まして、それまでは、まだ指摘も意見も何も来ませんので、結果が出た後、全てまとめて報告させていただきたいと考えております。

○小田原委員長 その他、いかがですか。よろしいですか。

本来ならば毎年すべきところなのでは、あるいは、しなくても適正に実施していれば、やらなくてもいいことだろうと思いますが、点検というか検証して、適正な予算執行をしているかどうかという監査です。

それでは、12月25日から8月18日まで実施ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、教育総務課は終わりました、施設管理課及び生涯学習政策課からの御報告をお願いいたします。

○岡施設管理課長　それでは、平成25年度八王子市行政監査の結果について、御報告いたします。

監査の概要ですが、地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査です。

テーマは、AED、自動体外式除細動機の設置及び管理状況についてです。対象は、本市の施設412カ所。実施期間が平成25年9月2日から、同年12月16日までです。

詳細については、神田主査から報告いたします。

○神田施設管理課主査　今回のAEDの設置及び管理状況について、監査の着眼点としては6項目ありましたが、以下の3項目について指摘がありました。

まず第一に、AEDの設置状況は適切かという点について、各校で配置場所における事情を考慮しても統一性が見られない。特に保健室については不在時に施錠されるため、適正な場所とは言いがたい。収納ケースの前に物が置かれているため、AEDを取り出すことが困難な状態である。段ボールの中にAEDが置かれているため、日常点検がしやすいとは言いがたいとの指摘がありました。

第二としまして、AEDの日常的な点検が適切に行われているかという点については、AEDの点検を実施していない施設があった。点検記録簿を作成している割合が少ないとの指摘がありました。

第三としまして、設置場所の表示、啓発及び情報提供が適切に行われているかという点については、施設内外の表示について、特に施設外の表示については対外的な表示が少ない。AEDの場所を周知するに当たり、日本救急医療財団への登録等により、積極的な情報提供に努めてもらいたい。生涯学習スポーツ部の部内イベント事業用の1台、プール施設閉鎖期間中の保管分2台のAEDについて、活用方法の見直しや、庁内掲示版による周知など、さらなる活用を図るための方策を検討されたいとの指摘がありまし

た。

これらの監査結果を受け、今後の対応について説明させていただきます。

裏面の、平成25年度八王子市行政監査結果一覧をごらんください。

まずは上段部の小・中学校におけるAEDの指摘事項と今後の対策についてです。下段については、生涯学習スポーツ部から説明させていただきます。

まず第1点目の配置状況についてですが、小・中学校での配置状況における事情を考慮しても統一性が見られず、特に保健室については不在時に施錠されるため、適切な場所とは言いがたく、設置場所を再検討されたいとの指摘ですが、改善内容といたしましては、これまで児童・生徒の使用が前提であったため、明確な場所の指定は行っていませんでしたが、国等の指針も変わり、一般の来校者や地域住民についても対応すべきとしたことから、施錠されるような場所への設置を避け、緊急時に即座に使用することができる場所として、玄関、事務室への配置としました。

2点目の点検管理についてですが、日常点検の実施について、5校がAEDの点検を実施しておらず、また点検記録簿を作成していない学校が多く、AED設置者実施事項に基づいた点検が実施されていないため、適切に実施されたいとの指摘がありました。改善内容としましては、現状の結果を受けまして、平成25年12月6日から適切な点検の実施に向け、全校においてAEDの毎日の点検と点検記録簿の作成を指示し、確実に緊急対応ができる環境整備に努めております。

3点目の情報提供についてですが、1点目としまして、各小中学校において、特に施設外表示については27校だけが表示をしている状況であり、対外的な表示が少ないため、施設外表示の方法についても検討されたいとの指摘がありました。改善内容としましては、設置状況と同様、これまでは児童・生徒、あるいは保護者等の使用を主としていたため、施設内において使用する方に目につきやすい場所への掲示というものを依頼してきましたが、地域においてAEDが設置されている公共施設であることを周知すべきとの見解から、施設外の表示として好ましい例として公表された学校の表示を参考に、全校におきまして、施設外に対しましても周知できるような場所への表示を指示し、人通りの多い道路に面している校門等への表示を行っております。

また、2点目としまして、AEDの設置状況を周知するに当たり、日本救急医療財団への登録等により、積極的な情報提供に務めてもらいたいという指摘ですが、改善内容としましては、平成25年8月付調査時点では、日本救急医療財団への登録は6校とな

っておりましたが、現在は107校全ての登録を終えており、地域住民等に向けたAEDの周知を得るとともに、今後も一層の拡充を図ってまいりたいと思います。

小中学校については、以上となります。下段については、引き続き生涯学習スポーツ部から説明させていただきます。

以上です。

○宮木生涯学習政策課長　それでは生涯学習スポーツ部の措置内容について、担当の串田主査より御報告申し上げます。

○串田生涯学習政策課主査　まず、1点目の配置状況についてですが、富士森公園野球場では、使われていない事務室前に設置をし、かつ収納ケース前に傘立てがあり扉が開かないとの意見がありました。改善内容としましては、誰もが使用できるよう、正面入口に移設をいたしました。

次に、内裏谷戸公園テニスコートではビニール袋に、八王子城跡ガイダンス施設では段ボールに収納されていたため、日常点検がしやすいとはいいがたいとの意見がありました。改善内容としましては、ビニール袋や段ボールから取り出し、受付窓口に設置をいたしました。

2点目の点検管理についてですが、点検記録簿が作成されていない施設が多いとの意見がありました。改善内容としましては、点検記録簿を作成していない施設については、点検記録簿を作成し毎日記録するよう改善をいたしました。

3点目の情報提供についてですが、イベント事業用としてスポーツ振興課が1台、プール施設閉鎖期間の保管分として生涯学習政策課が2台、計3台のAEDについて、活用方法の見直しや庁内掲示版による周知など、さらなる活用の方策を検討されたいとの意見がありました。改善内容としましては、使用していない期間については、庁内貸出用としまして、庁内掲示版やメールで周知を図ってまいります。

最後に、スポーツ施設では、AEDが事務所に設置されているものの、競技場自体に設置場所を示す表示がほとんどないとの意見がありました。改善内容としましては、利用者や来場者に周知ができるよう、競技場自体に設置場所の表示を行い、改善をいたしました。

生涯学習スポーツ部の説明は以上です。

○小田原委員長　学校教育部と生涯学習スポーツ部と、両方からの設置場所についての監査結果ですが、以上の報告を受けて、何か御質疑、御意見ございませんか。

○金山委員 AEDの設置場所に関しては、学校に行くたびにすごく気になっていましたので、今回、こういう形でチェックしていただいて、とてもよかったなと思っております。

事務室にしる保健室にしる、やっぱり鍵をかけることがあるので、その中にあっては本当に意味がないですよ。もちろん、いたずらされるとか、いろいろな事情があったと思うのですが、それよりも人命優先ということで、外に置いていただけるようになってよかったなと思っております。

一つ質問なのですが、点検記録簿というのは、どんな点検が必要なのですか。

○岡施設管理課長 AEDのスイッチを入れてもらいまして、インジケーターが正しく、バッテリーがちゃんと入っていて作動するかどうかということを、毎日点検するということです。

○小田原委員長 毎日点検するという事は、義務づけられているのですか。それが望ましいとされているのですか。どうなのですか。

○岡施設管理課長 義務づけられております。

○小田原委員長 義務づけられているわけですね。そうすると、この表によると、5校が未実施ですね。

○野村学校教育部長 昨年の9月でしたか、ガイドラインが出まして、その中で示されているところです。

○小田原委員長 ガイドラインに書いていますか。いつのガイドラインでしょう。ここに資料として出てくるガイドラインでは、点検は毎日しなさいとありますか。

毎日点検することになっているにもかかわらず、未実施の5校が出てくるわけですね。していないならしていないとして、回答項目が毎日に対して毎週、毎月、その他があるのですが、その他というのは年に1回とか、2回点検しているというようなことなのでしょうね。多分。1回していれば「その他」になっているのだろうと思うのですが。ということは、毎日点検しなさいというふうになっているのに、大半というか半分は、していないわけですよ。電池式の時計だったら、電池がなくなって止まったらわかりますが、そういうものではないのですよね。きっと動くだろうという、そういう想定なのでしょうね。

毎日記録するように改善したといいますが、この状態で全校が毎日点検するようになったのですか。

○岡施設管理課長 今回のこの指摘を受けまして、全校対象に、その旨は指示しております

し、月ごとに点検の結果等は、私どものほうでチェック等を行う体制をとっております。

○小田原委員長 毎日点検しているというふうに届いていますか。毎日点検しているという報告が届いていますか。

○岡施設管理課長 届いております。

○野村学校教育部長 平成21年の、先ほどのガイドラインではなくて、日常的な点検については、平成21年の厚生労働省から出ている通知に基づいて点検をすることになっていきます。

○小田原委員長 それで、この資料には出てこないわけですね。

○野村学校教育部長 平成21年4月に、AEDの設置者等が行うべき事項についてというのが、別紙であるのですが。

○小田原委員長 別紙で。ここにはないわけですね。

○野村学校教育部長 その中で、日常点検の実施が、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを、日常的に確認しということになっていて、それについての指示に従っていなかったということだと思います。

この平成21年の通知については、各学校に送付はしているのですが、これについて細かい説明を学校にしておかなかったというところが原因だと思います。

○小田原委員長 365日、土日があるわけですし、長期休業日もありますが、点検したというのをチェックするような記録簿というのは、各学校に必ずあるわけですか。

○野村学校教育部長 ここで送りました。

○小田原委員長 あるわけですね。

学校で誰が点検するのかというのは、教頭がするのですか。誰がするのですか。

○岡施設管理課長 点検管理者を特定してもいいですし、分担でもいいという、そういう形になっております。

ただ、指定はしてもらおうという形になっております。

以上です。

○星山委員 学校で管理・点検と表示について責任を持つ方が誰なのかというのは、やはり把握が大事なのかなと思ったのと、機械がそこにあってバッテリーが入っていたとしても、実際にAEDを使うのは結構勇気がいるものですし、学校では教員以外にも、例えば一般の地域の方も、学校にAEDがあるということを知っていて、掛け込みで使うとい

うことも想定して設置しているとする、AEDの具体的な講習会などは開催されているのですか。

そもそも、AEDを使うべき人というのは、学校の場合誰を想定されているのでしょうか。教員と一般地域のひと、まさか子どもも使うのでしょうか。そしてもし、そういう人が決まっているのであれば、講習や運用管理はどうしているのかなということが気になりました。

○岡施設管理課長 AEDの操作に関しましては、普通救命講習等を全職員を対象に実施しております。

○小田原委員長 これは、学校によって違うと思うのですが、小学校の子どもたちが使えるかどうかという点では、かなり難しい部分はあると思うのですが、高校段階では、もう生徒たちに講習、保健体育の中の教科の中の講習をしています。中学校、小学校がどこまでやっているのかというのはわからないが、職員は講習を受けなさいというふうな形になっているはずですよ。

この監査結果によると、この学校ではAEDを設置していますというのを玄関とか校門に表示しなさいとなっているというのは、御近所の方が使えるようなことを想定しているわけですよ。誰が使うかというのは、その講習を受けた使える人が使うと。まず、それを使う前に人を呼ぶとか何とか、そういうことから始まっているわけですね。大きな声を出してとか、横向きにさせるとか、そんなことをやった後でAEDを使いなさいという話になっているはずなのですよ。

○山下統括指導主事 今、お話にありました中学校の指導なのですが、中学校の保健体育の授業で、心停止とか呼吸停止の場合に、応急手当として心肺蘇生についてふれております。

その中で、教科書の資料等で、心肺蘇生の際に心臓のけいれんを除去して正常な状態に戻すことができるAEDということで、使用目的や活用場面についてふれているという事例がありまして、一部中学校では、例えば3年生の卒業の時期にAEDの講習をして、その後、高校等で活用ができるようにというふうにしております。

また、学校のほうに配置されているものについては、アナウンスが入る形で、手順に従って行っていけば、初めての方でも一応できるような仕様になっていることと、設置したときに使用について不適切であれば、そのことも教えてくれるような形になっています。

○小田原委員長 ということでそうです。

ただ置かれてあるだけではなくて、いろいろなことがきちんとなされていれば、非常にいい効果があるということですよ。

○野村学校教育部長　市の職員は、3年に一回は講習を受けることになっています。過去の例なのですが、中学で1件、女の子が登校してきたときに気を失ってというところで、使用を養護教員が促しました。その結果、必要なかったということで復帰をして、大丈夫でした。

それから、やはり中学校で1件。もともと心臓病を持っているお子さんが、昇降口で倒れて、そこを市の職員が発見をして、AEDを使って、実際そのAEDを使用し、復帰したところで救急車で運ばれて事なきを得たということがありました。

あとは、小学校か中学校か、ちょっとそれは覚えていないのですが、選挙時に市民が倒れて、市の職員がそれに気づいて学校に設置してあるAEDを持ってきて使用して、事なきを得たということがありました。

私が知っている範囲では3件、学校で使用した例があります。

○小田原委員長　ということです。

その他、何かありませんか。よろしいですか。

どうぞ。

○金山委員　もう一つ質問なのですが、生涯学習スポーツ部のほうで、市内のスポーツ施設には全て設置済みということでよろしいのでしょうか。

○橋本スポーツ施設管理課長　スポーツ施設には、全て設置してあります。

○小田原委員長　設置場所を示す表示がほとんどないと指摘されたわけですね。

○橋本スポーツ施設管理課長　指摘を受けまして、特に今回の場合は富士森公園内の設置場所について、公園内に表示をする形で対応しております。

○小田原委員長　さっき、課長が見せてくださったような、ああいうものがあるということですね。

○金山委員　せっかくAEDの話が出ましたので、一つ気になっていることなのですが、学校施設には、今、AEDが一つしか設置してないですよ。大体、玄関を入ったあたりに置いている場合が多いと思うのですが、玄関も施錠してしまいますよね。体育館等を貸出する場合がありますので、本来なら、私はもう1個、体育館にも必要なかなと思います。

学校施設は広いですし、体育館と離れている場合も多いので、将来的にはもう一つ置

くことも、ちょっと考えてもらえたらと思っております。

○小田原委員長 どうなのでしょうね。学校開放、施設開放の場合に、玄関は閉まっているのですか。

○岡施設管理課長 現状では、ここで指摘を受けまして、門扉のところに、そのAEDの設置の施設であるという表示をしまして、昇降口の入口に表示をして、たどり着くまでの経路ですね。これも表示をしております。

通常、施設開放する場合ですと、学校施設は施錠しておりますので、外部の方が使う場合については、昇降口を壊して緊急に対応してもらおうというのが現状です。

今後、利用状況にもよりますが、体育館等については、検討すべき課題であるということの認識はしております。

○小田原委員長 なるほど。

細かい話ですけど、一つ設置するのに、あるいはリースするのに、どのくらいの金額がかかるのですか。

○岡施設管理課長 一基あたり、年間11万円です。

○小田原委員長 11万円。すると、学校ですと、施設開放しているのが100校としたら、その100倍ということになりますね。

○岡施設管理課長 1,000万円ですね。

○小田原委員長 1,000万円。100個だと1,000万円か。

○金山委員 ただ、今、年々下がっているはずですが。もっと廉価版の、四、五万円のものも、私は見たことがありますので。

○小田原委員長 ほとんど使わないのですけどね。今、部長の話だと、何年かで3件でしょう。設置から6年でしたか。すると、その使う頻度は非常に少ないのですが、一命を取りとめられるならば1,000万円が安いか高いかという話ですよ。高いか安いかわなくて、やはり未然に防ぐというところの配慮ができるかできないかという話だと思いますがね。

どうぞ。

○星山委員 教え子の教員が遭遇したことがあって、5分以内の勝負といわれると、やはり震えるほど恐ろしいですよ。必要性で考えると、幾らでも必要になってしまいますが、確かにスポーツ施設というのは、利用頻度としては高いかなと思います。

○小田原委員長 お金との相談ですけど、そういう認識でAEDの機械があればということ

ですよね。ぜひ、整えていってもらいたいという、そういう要望というふうにとめてもらえればと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、監査結果は以上ということで、その改善を進め、さらにいい方向を求めていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、成人式をお願ひします。

○宮木生涯学習政策課長 それでは、平成26年成人式の実施結果について、串田主査より報告いたします。

○串田生涯学習政策課主査 資料「平成26年成人式の実施結果について」をごらんください。

開催日時は、平成26年1月13日、成人の日。第1回は午前10時から11時、第2回は午後0時30分から1時30分。会場はオリンパスホール八王子で実施をいたしました。

内容については、式典の部では、まず、開式の辞、八王子市民合唱団による国家・市歌斉唱、主催者式辞、来賓祝辞、来賓紹介、新成人の主張、新成人の主張では、各回2名、計4名に主張をしていただきました。そして、閉式の辞で式典の部を終了いたしました。

アトラクションの部では、成人式実行委員会によるお祝ひ映像作品の上映、八王子学園八王子高等学校吹奏楽部による吹奏楽の演奏を行いました。

次に、運営体制ですが、実行委員会形式により運営をいたしました。今回の実行委員会は7名です。当日の体制は、総勢105名で運営をいたしました。

続きまして、6番の結果ですが、今回、対象者数は7,627名、それに対しまして出席者数は3,158名でありました。

最後に、今回の状況ですが、成人式実行委員会が中心となり企画・運営を行ってまいりました。そして、都立片倉高等学校、共立女子第二中学校・高等学校の高校生により、受付業務を担当していただきました。

また、2分の1成人式を迎えた13校の小学4年生が、お祝ひメッセージを作成していただきまして、会場に花を添えていただきました。後日、成人式実行委員会より、お礼のメッセージ作品を作成し、対象の13校に送る予定です。

説明は以上です。

○小田原委員長 生涯学習政策課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○和田委員 参加させていただいてる中で、年々、会場が静粛な雰囲気になるような傾向を感じていて、少し内容の見直しも必要になってくるのかなと思っているのですね。

今回のテーマなんかも、ふるさとの八王子を挙げていて、実行委員会がつくったビデオ内容も、かなり八王子市を紹介しているわけですよね。そのときに、ちょっと思ったのは、郷土芸能から若者たちが離れていく状況がありますので、例えば陣馬太鼓であるとか、何かインパクトのある本物の郷土芸能に触れるような機会があってもいいのではないかと思いましたね。

それから、2点目は、今まで私もいろいろな立場で申し上げてきたのですが、新成人の主張が、同じような立場、学生の方が今回多かったと思うのですが、そういう主張する成人の人選というのはどういう方針なのか。難しいのかもしれないのですが、例えば障害のある方であるとか、何かいろいろな立場にある人たちが、自分が新成人になったことを主張できるような、そういう場であってもいいのではないかなと思いました。

何か、短時間に終わらせて、とにかくトラブルがなければいいなという時代とは違ってきてまして、だんだん落ちついてきたので、いろいろな欲が出てきて、勝手なことを申し上げたのですが、少しそういうふるさととか、いろいろな人の立場を代表するような、そういう主張があってもいいかなという感想を持ちましたが、全体としては非常に落ちついていましたし、出入りなんかもスムーズにいったようで、よかったなと思っています。

どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

○宮木生涯学習政策課長 御意見ありがとうございます。

また、次回、成人式実行委員会の中で、御意見を披露して、また企画に反映できるものは反映させていきたいと思っております。

私も、今回の成人式は6回目なのですが、今までで一番落ちついた、静かな成人式でした。ただ、外のとちの木デッキのほうは、やはり雑踏がすごかったですし、大分酒を飲んでいて成人の人たちも多かったのもので、その辺の対策も、また来年、しっかり考えていきたいと思っています。

○小田原委員長 どうですか。

○星山委員　私は初めて出席させていただいて、八王子の成人式って何て優等生というか、意外で驚きました。

とても素晴らしいなと思ったのは、やはり実行委員の方が運営しているということが前面に出ていて、舞台の上に上がった途端に、成人の方がはっとして、すごくえらい方が出てくるよりも、ずっとインパクトがあって、とてもよかったですと感じました。

私も、もう少し何かというのであれば、感じた点は、先ほどの和田委員がおっしゃったのと、ほぼ同じです。1点目は、やっぱりビデオレターの中が、もう少しインパクトがあってもよかったですのではないかと思います。まあ、実行委員の方がなさったのでということはあるのですが、私は、何か八王子の出身の、いろいろな活躍している方からメッセージがあったりしたらよかったですかなんて思いながら、拝見しました。

それから、やはり新成人の主張のところが、割とやはり優等生で、言い方が難しいのですが、若干内輪な感じがしたので、公募ではないですが、もっと個性的な主張の方が入ってもいいのかなんて思いながら、伺っていました。

でも、全体的に大変すばらしかったなと思って、感動しました。ありがとうございました。

○小田原委員長　教育長、何かありますか。

○坂倉教育長　ちょうど、その翌日のテレメディアのデイリーニュースで、八王子市とあきる野市の成人式をやっていたのですが、違うなと思ったのは、あきる野市のほうは、後ろといますか壇上に、市議会議員が全員座っているのですね。ああ、こういうのもあるのかなと思った中で、今おっしゃった、やっぱり実行委員会方式でやっていくというのがいいのかなと思いました。

あと、全体的な感想は同じですが、内容については、そのときそのときの実行委員の方が考えてくれることなので、そちらを尊重しつつということですが、また情報を流してもらってよりよいものにしてもらいたいかなと思っています。

○小田原委員長　2分の1成人式はどうでしたか。

○坂倉教育長　そうですね。2分の1成人式に関しては、もう少し積極的にPRしてもよかったですかなという気はしています。

○宮木生涯学習政策課長　2分の1成人式は、去年はスライドで流したのですが、結構好評だったので、今回も入れたかったのですが、今回の実行委員さんの中では、自分たちのつくったメッセージ、あれが大体時間をとってしまいまして、ちょっと入れられなかつ

たので、また次回、できれば考えていきたいと思っています。

○小田原委員長 ビデオレターだけではなくて、もうちょっと触れてもよかったかもしれないですね。司会の方が言っていましたが、聞き取りにくいし、一度聞き逃してしまうと、もうわからなくなってしまうというのはありますから。

2分の1を過ぎて10年たって、自分たちが成人式になったときに、軽く扱われていたら、何だ、そんなものかなんていうふうに伝わってしまうとかわいそうといいますが、もったいないといいますが、せっかくの自分たちが、将来10年たったら立派な青年になろうという思いでやっているわけでしょうから、それを何か生かす形で考えていただけたらと思いますね。

和田委員、星山委員のお話は、当たり前なのが当たり前のようにできる、非常にいいこと、当たり前のことなのですが、そうなる、もうちょっとというような、そういう何か背反する話ではありますが、ではこれからは、そこを基盤にして、もっと充実したものが考えられればということだろうと思います。また工夫して、今回の形をさらに進めることを考えていただければと思います。

なお、出席率は前増しているわけですが、これは、傾向として何か言えますか。

○宮木生涯学習政策課長 実は出席率は、先日の外部監査の中では、誤解をちょっと招くのでどうかということで、今、ホームページ等では率を出していないのですが、あくまで今までの比較の参考になりますので、今回は載せております。

去年は、あんな大揺れな天候だったので、本来外にいる成人たちがかなり入ってきてきて、例年よりもかなり多かったとっております。今年は好天でしたので、中に入っていない新成人も多かった割には、数字はかなり伸びたのかなとっております。

○小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、成人式の実施結果については、以上ということで。

続いて、指導課から御報告願います。

○細井指導課長 昨日になりますが、1月14日、八王子市教育委員会と国立東京工業高等専門学校との間で、理科教育に関する相互協力を図るために、協定を締結いたしましたので御報告いたします。

詳細については、大日向主査のほうから、御説明いたします。

○大日向指導課主査 東京工業高等専門学校との連携協定締結までの経緯を、先に御説明い

たします。資料の3枚目に、科学教育センターの実施要綱をお付けしました。

授業自体は、昭和33年から50年以上の歴史があります。八王子市全体の科学教育の振興及び将来における科学技術創造立国の担い手となる人材の育成を図ることを目的として、市内の6年生を対象に募集し、4分室に分かれて活動しております。

要綱の裏面に、第1分室の今年度の指導計画を載せておりますが、幾つかの外部団体から授業協力を得ております。東京工業高等専門学校については、平成19年度より東京工業高等専門学校の施設で講義を実施していただいております。昨年度は、ロボット製作基礎講座、今年度はインターネットでオリエンテーリングと、小さい力で大きな力を生み出す装置の仕組みを知ろうという講義・実験を実施していただきました。

それ以外にも、二年次教員を対象とした理科指導力向上研修に、講師として協力いただいております。本年度、東京工業高等専門学校は、第5回物づくり日本大賞で、内閣総理大臣賞を受賞しており、その指導を児童が受けられるということは、大変有益であると考えております。

今回、東京工業高等専門学校側から、協定を結びたい旨の申し出がありましたが、これは科学教育センター事業への協力を本来業務として位置づけて、予算を計上するために必要であるとのことで、本市の理科教育に有益であると判断して受けさせていただきました。東京工業高等専門学校にとっても、事業普及の広報活動につながることや、教員や児童等の交流を通して、小学校の段階から東京工業高等専門学校に関心を持ってもらえるとの期待があると伝えられております。

では、協定の中身について、お手元の資料1枚目の、締結書の要約内容に沿って御説明いたします。

八王子市内の小・中学校における理科教育の向上を図るため、児童・生徒の科学への関心を高めるとともに、理科教員の資質・能力の向上を図ることを目的として、協定を締結いたしました。

協定の内容ですが、連携事業は（1）理科教育の充実・支援に関すること、（2）八王子市内の小・中学校理科教員の研修及びスキルアップに関すること、（3）その他、理科教育に関し必要と認める事業に関することです。

有効期限は、協定締結の日より、両者のいずれかが本協定の改定を申し入れない限り継続するものといたします。

経費の負担については、事業ごとに協議の上、定めることといたします。

締結日は、平成26年1月14日、教育長室にて締結式を行いました。

簡単であります、報告は以上です。

○小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。

本件について、何か御質疑ありませんか。

よろしいですか。

○和田委員 この連携協定について案を見るのは初めてなので、ちょっと幾つかお伺いしたいのですが、案というよりも、締結された内容を見るのは初めてなので。例えば、この連携協定ができたことによって、新しい事業が何か展開される予定があるのかということ、まず一つ。今後の内容を事業ごとという予算計上の話も、先ほどされましたが、何かこの協定によって、新しく何かが始まるのでしょうか。

私どもの大学も協力をしているところがありますが、そういう大学側が、地域の教育委員会や学校と連携をして何か事業をするときに、例えば事業をもっと推進するために両方から予算が出て、他の事業も展開できると、そういうための一つの協定になっているのかということですね。

それから、これ以外に八王子市が連携協定を結んでいる、例えば大学とか専門学校ですね。そういうところがあれば、教えてもらいたいと思いますが。

まず、その辺を伺えますか。

○細井指導課長 ただいま説明しましたように、今現在やっていただいているのは、科学センター事業の中での施設の利用ですとか、あとは講師としての指導、あとは二年次研修、教職員に対する二年次研修での場の提供であったり、その研修であったりということです。今後については、ここで明文化されたわけでもありませんし、八王子市が27年4月から中核市を目指しております中で、研修を八王子市独自でこれから進めていくという考えのもと、より緊密な関係の中で、教員研修を充実させていきたいと考えております。

それから、これまでこれ以外にどんな協定があるかということですが、幾つかありまして、まず、大学間での小・中学校への教育活動の場での就業体験ということで、学校インターシップの協定を結んでおります。市内12大学が、それに参加しているということです。それから、ネットワーク多摩、学生教育ボランティアと、やはり協定を結んでおります。それと、平成22年6月に帝京大学と教育共同研究補助金制度における協定の取り交わしということで、行っております。

以上です。

○小田原委員長　　これまでで三つで、今回で四つ目になるということですね。

○和田委員　　そうすると、今の段階で何か決まった新しい事業をするために、この協定を結んだということではなくて、今後、大学と教育委員会が協議しながら、どのようなことができるかを考えていくということになるのですか。

○細井指導課長　　委員の言うとおりで。

　　今現在は二つですが、今後、その展開を検討しながら広めていきたいと思っております。

○坂倉教育長　　各大学もそうですが、国立の学校の生き残りが厳しい中では、予算もそうですが、例えば出張に出るにしても、一定の理由がないとなかなか難しいというところがあるみたいで、その辺のところも多分にあるのだと思います。

　　ただ、八王子市にとってみれば、東京工業高等専門学校だけではなくて、もちろん和田先生のところの帝京大学もそうですし、工学院大学とか東京工科大学とか、たくさんの協力関係がありますので、バランスに注意するよという話はしています。しかし相手側が提携という形をとることによって、来年以降の予算獲得とか、教員の出張がしやすくなるという点では、それはそれで教育の振興にとってよいことではないかという流れの中で締結されたものです。特に東京工業高等専門学校の場合、事務室のNo.2の方が民間から来ているということもあって、学校の事業のPRとか、そういう分野に熱心な方でして、今回の提携という形になりました。都立高校なども同じで、八王子北高校なども協力してくれてまして、各学校、その生き残りに一生懸命な中で、地域連携というのは非常にありがたいことなのですが、メリットバランスが偏らないよう、時々に応じて他の媒体に対して誤解を与えないような形で、適切な連携なり協定なりを結んでいきたいなと思っています。

○小田原委員長　　はい。どうぞ。

○和田委員　　関心もあることなので、もう少し伺いたいのですが、結局、協定を結んでいる大学や専門学校と、結んでいないところでは、どう違ってくるのですか。

　　先ほどの、結んでいるところとは、こういう協議をする場があるが、他のところでは、そういう協議をする場がないということになるわけですね。要するに、一つ一つの事業については既に各大学から講師を派遣していますよね。パワーアップであっても研修会でも、随分教員を派遣しているし、先生方が研修に出ている機会もあるし、いろいろな事業の関連もあるわけです。

そうすると、残る近隣の大学とも、提携を結んでいったほうが良いという動きになるのでしょうか。国のほうも大学側に求めている、地域の教育委員会や学校と連携しなさいということを強く言ってきて、それを評価対象にするという動きになっているのですね。ですから、そういう動きで、多分八王子市内にある大学は、ほとんどがそういう動きに、これからなってくるというふうに思っていますし、私どもの大学も、そういうふうに考えているのですね。

そのときに、現在は一つ一つの事業を扱っているわけなのですが、包括的な協定というのは結べないのかという案が、恐らくこれから出てくるだろうと思います。

例えば、学校教育についてとか、もっと広く教育活動とか、スポーツに関してとか、そういう広い範囲での包括協定を結んでいる中で、それぞれの事業をどう展開していくのかということ、協定の中で話し合いをしながら進めていこうという動きに、これからなってくるのではないかと思うのですが、この場合には理科教育という部分でやっているわけですが、動きとしては一つ一つのそういう内容が定められている分野あるいは事業に関して、協定をこれから結んでいくという考え方になるのでしょうか。それとも、包括的な結び方をしておいて、いろいろな事業を展開するような考え方なのでしょうか。それについては、何か議論されていますでしょうか、

○細井指導課長 実には、説明の中では言わなかったのですが、八王子市には大学コンソーシアム八王子という組織がありまして、これは、市内の大学、近隣の大学も含めての大学と、それから八王子市と、それから民間の団体という構成で、そういう組織を結んでおります。

その中の事業としましては、大学間の連携・事業であったり情報発信の事業であったり、学生活動の支援事業であったりと。それから、先ほどの話に関連する、小中高大の連携事業というのも入っておりますし、それから、産業界と学校と、あと、公との連携事業であったり、生涯学習支援事業であったり、外国人留学生の支援事業であったり、そういう包括的な事業をやっている組織に加盟しておりますので、包括的な協議というのは、そこの中で、私は済んでいると思うのですね。

今回、東京工業高等専門学校となぜ結んだかといいますと、説明の中でもありましたように、独立学校法人になっておりますので、東京工業高等専門学校のほうの予算執行の中で、その証となるような文書化をしたいという申し出の中で、私どもで受けたわけです。ですが、他大学から同様の申し出があれば、順次協議しながら受けていこうかな

とは思っております。

以上です。

○和田委員　もう、これで終わりにしますが、積極的に今、大学が地域の教育委員会に働きかけようとしている動きがありますので、ぜひ、いい部分を活用できるような、大学のノウハウを生かせるような、そういう協定を、積極的に結んでいただきたいと思います。

今回のこの件についても、理科教育が大学からの支援を受けながらさらに充実してもらえたらと思っています。

以上です。

○平塚学校教育政策課長　今、現状のほうは事務局から説明したとおりの部分もあると思うのですが、今後、教育振興基本計画を策定するに当たって、教育委員会とそういう協働、企業・大学を含めた協働については、改めて仕組みを含めて計画の中で検討していきたいと考えているところです。

それと同時に、子育ての関係では八王子では、応援企業という形で、企業に協力してもらおうような仕組みを持っていますので、今、そういう子育てと教育をあわせた、協働する仕組みについても、こども家庭部とは議論をしているところです。

以上です。

○小田原委員長　今のやりとりを聞いていて、いろいろな協力関係がある中で、一つだけがピックアップされているというように受け取られるから、違和感があるわけですが、やること自体が望ましい、極めて進めていってほしい中身の一つですよね。

ただ、このネーミングが、八王子市小学校科学教育センターという、非常に公的な名前でしょう。勝手に決めてしまっているのですか。あっちにもこっちにもセンターがあるというのはよろしくないと思いますが、この名前でもう出発してしまっているわけですから、これはしょうがないのですが。

例えば、宇宙の学校は協定なんか結んでいないわけでしょう。しかも、あれは子どもたちと親との関係というふうにやっているわけですが、今、平塚課長の話だと、こども家庭部もある。大人の部分も含めて全体的にこういう、民間とか学校とか大学とか、いろいろなものを一緒にして教育を考えていこう、子育てを考えていこう、あるいは、人間の一生を考えていこうという、そういう包括的な組織というのか流れというものを想定していないといけないということですよね。それを、平塚課長のところで考えてくだ

さるということなのですが。

とりあえずは、これを出発して、それをどういうふうに整理していくかというのは、これからの問題だろうということですね。

だから、東京工業高等専門学校と小学校科学教育センターをやっていく先で、市内の、あるいは近隣の大学を含めて、理科教育なら理科教育、科学教育なら科学教育というものをどうするかと、進めていってほしいですね。ただ、中身を見ると、学校でやっているのと同じようなことですから、それを、あえてこういうふうにしなければならないというところが、やはり問題なのだろうとは思いますがね。しかも、人数制限をかけているわけでしょう。各校二人だけで40名が限度だというのは、何なのだという感じはしますよ。しかし、やらないよりは、こういうところから出発していくというのは、これは悪いことではないですから。それは、今後進めていくということだと思いますね。

○和田委員 この教育センターの事業実施要綱というのは、八王子市がつくっている八王子の教育センターの内容ですよ。

今回の協定でつくられたものではないですよ。

○小田原委員長 前々からやっていた中に、これを組み込むということなのですか。

○細井指導課長 この小学校科学教育センター事業そのものは、昭和33年から実施している事業です。この中で、協力されている大学の中で、東京工業高等専門学校が今回、協定を結びたいというような意向を申し出て、それを受けたというような形です。

○小田原委員長 すると、この裏面にある柵田小の例は、毎年、こういうことをずっとやってきたということなのですか。

○細井指導課長 毎年行っております。

○小田原委員長 そうですか。それに東京工業高等専門学校が参加するということですね。

○細井指導課長 平成19年から参加していただいておりますが、今後も協定も結んだことですし、継続してお願いしていくというような形になります。

○坂倉教育長 私もよく、趣旨は非常にいいが、学園都市であることを踏まえて、バランスをよく考えなさいよと言っているのですが、今の答弁を見ていると、やっぱりそこが答え切れていないですよ。そこは、しっかりしないと、当然学園都市でやっぱり他の学校、現にここで帝京大学が載っているのだから、それは思いますよ。どう考えても。お二人とも、やっていることについては大いに賛成してくれたのでいいですが、そこは、ぜひ整理してほしいですね。

ただ、一つ弁解ではないですが、きのう、東京工業高等専門学校が来た中では、これからやろうと思っている語学教育ですとかについても、積極的な案をいっぱい持っていて、それについて、八王子市さんも乗ってくれるならという話があったので、そういう意味では新しい芽の息吹はあったのかなと思っています。

○小田原委員長　その他、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　では、特にないようですので、東京工業高等専門学校との連携は、きのう結ばれたということです。

続いて、図書館部からですね。

○福島川口図書館長　それでは私からは、お手元の資料に基づきまして、八王子市図書館が、東京八王子西ロータリークラブとの共催により実施いたしました平成25年度「読書感想画」・「読書感想文」各コンクールについて、御報告を申し上げます。

この事業は、一人でも多くの児童・生徒に応募していただくこと、そして、これをきっかけに、今後も積極的に読書に親しみ、これからも本を読む習慣を継続的に身につけてもらうことを目的として実施したものです。

今回、両コンクールを開催するに当たり、昨年度及び1学期中に、市ホームページでの周知や、各学校への応募票の送付、また、その他にも各学校のホームページでの掲載、さらに小・中学校長会での事業説明、そして、PTAの会議へ出席しての御案内など、積極的に事業実施のPRをしてきたところです。

その結果、今年度については、読書感想画は、小学校が33校、中学校が11校、今まで9回で最高の792作品、そして、読書感想文については、2回目の今回は、小学校が30校、中学校が20校、合計1,704作品の応募があり、応募学校数をこれからさらに増やすという課題はありますが、多くの子どもたちが読書に親しみ、今回のコンクールに参加したことで、感動をさらに深めてもらえたのではないかと感じているところです。

審査については、読書感想画については、予備審査にてさし絵をそのまま書いていないかなどの、読書感想文については、初回審査で、その感想文があらすじ書きに終始していないかなどの審査を行い、その上で審査会を資料記載のとおり実施いたしまして、そこで校長会から選んでいただいた、市立の図工及び美術担当教諭及び校長・副校長、また読書のまち推進連絡委員からは、中央大学の山崎教授など、また主催者側からは、

本日定例会に出席しております図書館部長などに携わっていただき、それぞれの審査においては、本を読んだ感動、感想が、絵や文章によって伝わってくるか、子どもらしく、いきいきとした表現になっているか等を審査して、裏面のとおりの受賞者を決定したところです。

なお、図書館部長からは、今回の両審査にかかわっておりますので、後ほど、両コンクールの講評をお話いたします。

そして、資料のとおり、平成26年2月1日に、両コンクールの合同表彰式を開催いたしまして、教育長及び東京八王子西ロータリークラブ会長より、賞状等の授与を行い、受賞した子どもたちの栄誉をたたえる予定です。

また、両コンクールの入賞作品については、後日、冊子を作成してお配りすることになっておりますが、また準備ができ次第、ホームページでも公開いたしますが、特に読書感想画については、作品の現物をごらんいただき、作品のよさを堪能していただくよう、台湾・高雄市、韓国・始興市、中国・泰安市の、八王子市の海外友好交流都市の子どもたちの読書感想画と一緒に、市役所本庁舎1階ロビーにて、明日まで展示を行っております。また、1月下旬から表彰式当日までは、市学園都市センターのギャラリーホールでも展示を行う予定となっております。

さらに、昨年同様3月下旬には、両コンクールの中学校の上位入賞者を、台湾・高雄市に派遣しまして、現地の子どもたちとの交流、現地図書館への訪問、また、現地で開催される式典の出席等を通して、参加する子どもたちに、このコンクールに入選したことへの喜びプラスアルファの健全育成の機会を提供するものです。

なお、本年度からは、東京西ロータリークラブの予算だけではなく、教育委員会の青少年海外交流事業の経費を活用しまして、参加人数を、去年の7名から、今年は10名枠に増やしまして、多文化共生推進課の協力も得て、八王子市図書館が市の関連所管と地域団体である東京八王子西ロータリークラブとで連携して、同派遣を行うものです。

私からの報告は以上ですが、引き続き図書館部長から、本コンクールの講評をさせていただきます。

○豊田図書館部長　それでは、私のほうから、応募作品についての講評ということですが、今回は、前回、昨年に比べて2.76倍、感想画のほうは1.6倍に大幅に増えました。読書のまち八王子を標榜する本市にとっては、大変力強く感じたところです。

感想画のほうですが、本を1枚の絵にするというのは、非常に大変なことで、それを

私ども審査をしたのですが、審査員全員、悩みに悩んだ結果、それぞれ思いもありまして、点数はそれぞれまちまちだったのですが、入選されなかった作品についても、入選作と僅差の作品の点数が多数ありました。

入選された作品については、独創性や色合いにすぐれておりまして、特にすぐれた作品が多くあり、大変感心したところです。

これと同時に、私ども、台湾の子どもの作品を、やはり審査をさせていただいたのですが、台湾の作品のほうは、またこれは先生が個性的なのかもわかりませんが、全く色彩感覚が日本人と違うというのを実感をしていただきまして、また、これもすごい作品になっていますが、お国柄というものが、やはりこういう絵にも出るのかなということを感じておりました。

感想文のほうですが、最終審査に残った作品が128作品と非常に多くて、1作品の原稿用紙が3枚から5枚程度書かれておりまして、大変ボリュームがありました。とても一日では読み切れなくて、作品の点数をつけるについても、昨日読んだ作品の点数がどうだったのかということをもう一度確認をしながら、翌日審査に臨むような形になって、審査をされた方は、皆さん大変苦勞をされたのかなというような気がしました。

最終審査では、点数が最終的には同点になって、審査員がそれぞれ、その作品の感想について意見を述べた後、最終的に挙手で優劣を決めたような作品もありました。ただ、やはり入選された作品は、とてもすばらしくて、ビブリオバトルではありませんが、原作を読みたいと思われる感想文が、やはり多数ありました。

今回受賞された皆さんが、この読書に親しみ、未来を築いていってほしいということを感じました。

私のほうからは、以上です。

○小田原委員長 図書館部からの報告と、図書館部長の講評ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○金山委員 審査、御苦勞さまでした。私も何回か、絵など、審査をさせていただいたことがあるのですが、本当に大変ですね。接戦になると、本当に挙手でというのは、よく状況がわかるので、挙手で選ぶほどいい作品があったということで、喜ばしいことかと思えます。

それと、数がかかり、ことしは増えましたので、ああ、よかったなと思っていたのですが、やはりこれは大分浸透してきたという感じでしょうか。

○福島川口図書館長　そういうこともありますが、2回目ですので、積極的にPRをさせてもらった効果も出ているのではないかと感じているところです。

○金山委員　ありがとうございます。

多分読書画というのは、書こうという学校は、そんなにないのかなと思うのですが、感想文のほうでしたら、夏休みの宿題等とかで出るということはい多いでしょうか。昔よりちょっと、うちの子どもなんかのときよりは減っているような気はするのですが。

○福島川口図書館長　今回、特に読書推進に力を入れている学校については、積極的にアピールをしまして、例えば川口図書館の近くの松枝小学校というのがあるのですが、そこらは授業の一環として、図書館のほうに本を借りにきて、その際に全校でカードをつくりまして、その上で本を借りて、それで全校、1年生以外は読書感想文に参加してくれました。

です。そういうふうな学校を、今後、増やしていけたらと感じているところです。

○金山委員　うまく、その読書活動とリンクさせて利用してもらえたら、とてもいいのかなと思います。

それと、せっかくなので読書画の実物を、ぜひ市民の方に見ていただく機会があればと思って、展示を何かでアナウンスするのかなと思っていましたら、早速フェイスブックで流したということで、それも本当にありがとうございます。チャンスが多ければ多いほどと思いましたので。

○福島川口図書館長　学校教育政策課のほうで、フェイスブックとホームページで展示の模様を紹介してもらっています。

○小田原委員長　金山委員が質問した、宿題としての読書感想文というのが減っているのではないかという御心配があったわけですが、その点は、どうなのですか。

これは、山下統括指導主事のほうがいいですか。

○山下統括指導主事　今、ちょっと手元に、具体的な宿題としてどれだけというものは、ないです。近年の傾向としては、言語活動なども含めて、今、図書館の利用ということもお話をしているので、場合によっては、宿題としてやってきなさいということももちろん続けているのですが、それにも増して、ふだんの授業とか、さまざまな中で本にあるいは言語に親しむという部分は出ているかと思います。

今、具体的に減っているかどうかという資料はありません。申しわけありません。

○坂倉教育長　いろいろな外部の方々が、青少年の健全育成について申し出てくれてまして、

例えば作文関係でいくと、読書感想ではないのですが、税の作文とか社会福祉の作文とか、たくさんあります。

どれを選ぶかは校長先生の判断だと思う、と私は校長会で言っています。これだけ指導要領が厳しくなってきましたと、あれもこれもやっってくださいとは言えませんが、せっかくいろいろな機会をもらっているのだから、指導要領だけに夢中になるのではなくて、皆さんがいいと思う分野を、作文だけではなくて絵画もいろいろ含めて、どんどん積極的にやってほしいわけです。先ほどももう少し参加校を広げるという話がありましたが、各学校、やはり選んでいるというと語弊がありますが、うちはこれでいこうという感じがあると思うのですね。今、税の作文は中学校はもうほとんど参加になってきまして、まだ3校くらい来ていないのかな。社会福祉の作文も7割くらいですので、全体を増やしていきたいと思いますが、まさにそこで各学校長の判断の中で、各学校での子どもの育て方の中で、社会福祉がいいのか、税がいいのかななどの選択があると思いますので、なるべく参加校を広げていきたいと思いますが、そんな一面もあると思います。

ちょっと聞きたいのですが、絵画のほうの受賞者は男性が浅川中学校の男の子1人ですよね。去年も、男の子は結局海外派遣に行かなかったから。結果だからしょうがないのですが、どうなのかなと思ったところです。

もし男の子1人なら、多分、ロータリークラブの人も行くでしょうし、みんな行くから、ぜひ、いい機会だから行こうと説得してほしいなというだけなのですが。去年のように、一人だから嫌だというふうに、断ってはもったいないなと思ったものですから。

○福島川口図書館長 台湾に派遣予定者の中で、男性は浅川中学校の一人です。校長先生にも言って、ぜひ、今回は参加してほしいということを伝えています。保護者の方からは行かせたいということで連絡は受けているのですが、また、今後、粘り強く交渉していきたいと考えているところです。

○小田原委員長 国語の時間だけに作文させているわけではなくて、税なら社会科で書けるわけですし、いろいろな中でできるわけですから、指導要領をこなすのに精いっぱいなんて話ではないと思いますね。

だから、これは工夫次第だろうと思いますよね。

本を読んでもらうことも広げたいし、先ほどの部長の話の中で、本が読みたくなる作文がある。そういう作文そのものを、多くの人たちに読んでほしいですよね。絵画は一目で見ることができる。しかし読むというのは時間がかかるわけですから、それをどう

やって広めていくかですね。発表会みたいなことを図書館ごとに企画したっていいわけでしょうし、冊子として皆さんに渡すだけではなくてというようなことですね。台湾に行くのもいいですが、そういう、何のためにやっているかというところを、もう少し考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、特にないようですので、図書館からの報告は以上ということです。

---

○小田原委員長 以上で、公開の審議は終わりということになりますが、何か報告する事項等ありますか。

○野村学校教育部長 ありません。

○小田原委員長 ありませんか。

委員の皆さんで、何かありませんか。

○和田委員 インフルエンザは、今、どうですか。学校のほうでは、まだそういうきざしはないですか。

○森田保健給食課長 東京都においては、昨年の暮れからはやりだしてきたということで、定点観測で1.51と、1.0を超えたということで、はやりだしてきております。

昨年と比べますと、若干伸び率は、まだ東京都においては低い状況です。

週一回の発表がただいま来ておりまして、1月10日時点で、先月23日から29日の報告が来ております。その中では、今言ったような東京都の定点は、ちょっとはやりの状況に入ったというような状況です。

○和田委員 八王子市はどうですか。

○森田学校給食課長 八王子市においては、今のところ、そのようなはやりの状況には、まだ入っておりませんで、学級閉鎖のほうも、報告は今のところ入っておりません。

○小田原委員長 ということです。これからという感じですね。

○森田学校給食課長 そうですね。

○小田原委員長 はやる可能性があるわけね。

そういうことだそうですが、よろしいですか。

その他、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　では、特にないようですので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

再開は、55分再開ということでお願いいたします。

[午前10時46分休憩]